

参考資料

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行																				
(期末手当)	(期末手当)																				
第5条（略）	第5条（略）																				
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の210</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>100分の168</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>100分の126</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の63</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	支給割合	6か月	100分の210	5か月以上6か月未満	100分の168	3か月以上5か月未満	100分の126	3か月未満	100分の63	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の205</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>100分の164</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>100分の123</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の61.5</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	支給割合	6か月	100分の205	5か月以上6か月未満	100分の164	3か月以上5か月未満	100分の123	3か月未満	100分の61.5
在職期間	支給割合																				
6か月	100分の210																				
5か月以上6か月未満	100分の168																				
3か月以上5か月未満	100分の126																				
3か月未満	100分の63																				
在職期間	支給割合																				
6か月	100分の205																				
5か月以上6か月未満	100分の164																				
3か月以上5か月未満	100分の123																				
3か月未満	100分の61.5																				
3（略）	3（略）																				

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第5条（略）	第5条（略）
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者

の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	支給割合
6か月	100分の207.5
5か月以上6か月未満	100分の166
3か月以上5か月未満	100分の124.5
3か月未満	100分の62.25

3 (略)

の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	支給割合
6か月	100分の210
5か月以上6か月未満	100分の168
3か月以上5か月未満	100分の126
3か月未満	100分の63

3 (略)